

京都府立久美浜高等学校同窓会会則

- 第1条** 本会は、京都府立久美浜高等学校同窓会と称し、事務所を同校内に置く。
- 第2条** 本会は、会員相互の親睦と教養の向上をはかり、母校の発展に寄与する。
- 第3条** 本会は、正会員並びに特別会員をもって組織する。正会員は本校卒業生、本併設中学校卒業生、別科終了者とし、特別会員は本校の教職員及び本会の推薦した者とする。
- 第4条** 本会は、その目的を達成するために次の事業を行う。
(1) 会員名簿及び会報の発行
(2) 会員の親睦と教養向上を図るための事業
(3) 母校発展に寄与するための事業
(4) その他必要な事業
- 第5条** 本会は、会員間の連絡を密接にするため支部を置くことができる。ただし、支部規約は、支部毎にこれを定める。
- 第6条** 本会に次の役員を置く。
会長 1名 副会長 2名 理事 若干名 監事 2名
顧問 若干名
- 第7条** 会長、副会長及び監事は、理事会で会員の中から選出する。
理事は、会長が委嘱する。
顧問は、理事会で推薦する。
- 第8条** 会長は、本会を代表し会務を総括する。副会長は、会長を補佐し会長に事故ある場合はこれを代行する。
- 第9条** 理事は、理事会を組織し、会務を執行する。
- 第10条** 本会の役員任期は、2年とする。ただし、再選は妨げない。
補欠による役員任期は、前任者の残り期間とする。
- 第11条** 会議は、総会、理事会とする。
- 第12条** 総会は、次の場合に開催する。
(1) 会長が必要と認めたとき
(2) 理事が必要と認めたとき
(3) 会員の3分の1が必要と認めたとき
- 第13条** 理事会は、必要に応じて会長がこれを招集する。
- 第14条** 本会の経理は、会費、寄付金その他をもってこれにあてる。ただし、会費は終身会費とし、その金額は理事会で定め、その一部を基本金として積み立てる。
- 第15条** 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
- 第16条** この会則は、総会またはそれに代わる理事会の決議により改正できる。

附則

この会則は、昭和42年 8月17日から施行する。

附則

この会則は、昭和52年11月28日から施行する。

附則

この会則は、平成15年 6月 6日から施行する。

附則

この会則は、平成20年 7月 1日から施行する。

附則

この会則は、平成23年10月15日から施行する。